



平成22年1月29日

問い合わせ先
国土交通省海事局
海技課 清水 (45-302)
小沼 (45-339)

承認船員制度等運用改善ワーキンググループの報告について

承認船員制度については、トン数標準税制の導入等を背景として、日本船舶の大幅な増加が見込まれており、日本人船員の確保・育成はもとより、我が国外航海運が今後必要とする多数の承認船員を円滑に確保することが求められていることから、平成20年8月から「承認船員制度等の在り方に関する検討会」において検討を行い、承認を受ける機会の拡大や利便性の向上による円滑化に向けた改善措置について、同年11月に報告を取りまとめるとともに、この報告において、「承認試験の外部委託の導入に向けた検討」等について、ワーキンググループを設置して、引き続き検討を行っていくこととしたところです。

このため、「承認船員制度等運用改善ワーキンググループ」を設置し、承認試験の外部委託化等について、4回にわたり検討を行ってまいりました。その結果、別紙のとおり報告書がとりまとめられたところです。

この措置を講じることにより、承認を受ける機会が拡大するとともに、利便性の向上による円滑化が進展することが期待されます。

今後は、平成22年度から新たなる承認スキームの円滑な実施に向け、承認船員の審査スキームの中心的な役割を担う審査管理者について適合確認を行うこととしています。
(別紙別添 5 (2) 参照)

承認船員制度等運用改善ワーキンググループ報告

平成22年1月29日

承認船員制度等運用改善ワーキンググループ

承認船員制度については、トン数標準税制の導入等を背景として、日本船舶の大幅な増加が見込まれており、日本人船員の確保・育成はもとより、我が国外航海運が今後必要とする多数の承認船員を円滑に確保することが求められていることから、平成20年8月から「承認船員制度等の在り方に関する検討会」において検討を行い、承認を受ける機会の拡大や利便性の向上による円滑化に向けた改善措置について、同年11月に報告を取りまとめるとともに、この報告において、「承認試験の外部委託の導入に向けた検討」等について、ワーキンググループを設置して、検討を行っていくこととされたところである。

このため、「承認船員制度等運用改善ワーキンググループ」を設置し、承認試験の外部委託化等について、4回にわたり検討を行った。その結果、基本的な枠組みについて、別添のとおりとりまとめたので報告する。

この措置を講じることにより、承認を受ける機会が拡大するとともに、利便性の向上による円滑化が進展することを期待する。

国や業界をはじめとする関係者にあつては、新たなる審査が円滑に導入・実施されるよう積極的に協力を行っていくこととする。

民間による承認船員になろうとする者に対する 知識・能力審査の実施について

1. 概要

承認船員になろうとする者の能力確認方法として、新たに民間による審査スキームを構築する。

2. 審査対象者

我が国と STCW 条約に基づく承認に関する取極めを締結する国が発給した締約国資格証明書を受有する者

3. 審査員

次の要件を備えた者を審査員とする。

① 次に掲げる経歴のいずれかを有する者

ア 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）についての海技免許を受けている者であって、当該免許を受けた後2年以上、沿海、近海又は遠洋区域を航行区域とする船舶の乗船履歴を有するもの

イ 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）についての海技免許を受けている者であって、通算7年以上、沿海、近海又は遠洋区域を航行区域とする船舶の乗船履歴を有するもの

ウ 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）についての海技免許を受けている者であって、当該免許を受けた後通算5年以上、船舶職員養成施設又は独立行政法人において、教授、准教授又はこれらに相当する職として、船舶の運航又は機関の運転に関する教育に従事した経験を有するもの

エ 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）についての海技免許を受けた者であって、アからウまでに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められるもの

② 審査員として必要な知識及び能力を有し、人格識見とも優れた者であると認められること。

- ③ 次のいずれかに該当するものの役員又は職員でないこと。
 - ア 外航海運会社及び船舶管理会社、船員派遣会社等の外航海運に関連する企業（以下「外航海運会社等」という。）
 - イ 外航海運会社等の関係会社（会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 22 号に定める関係会社をいう。以下同じ。）
- ④ 過去 2 年間に、船舶職員法又は同法に基づく命令に対する違反がないこと。

4. 審査員会

審査員会は、すべての審査員及び海技に関する有識者で構成し、次の専門的な事項をつかさどる。

- ① 口頭試問に供する問題の作成に関すること。
- ② 船舶職員知識・能力審査の判定の評価に関すること。
- ③ 審査員の資質の評価に関すること。
- ④ 審査員に対する研修の実施その他の指導に関すること。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、船舶職員知識・能力審査のために必要な事項に関すること。

5. 審査管理者

(1) 審査を統括管理する審査管理者は、以下の基準を満たすものとする。

- ① 審査の統括管理を中立的、かつ、適確に遂行する能力を有すること。
- ② 3 に定める要件を満たす審査員 2 名以上確保することその他の審査を統括管理するために必要な事業基盤及び事業計画を有すること。
- ③ 4 に定める審査員会を設置し、適切に運営できること。
- ④ 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 外航海運会社等

イ 外航海運会社等の関係会社

ウ 前各号に該当する者の役員又は職員

- ⑤ 過去 2 年間に、船舶職員法又は同法に基づく命令に対する違反がないこと。
- ⑥ 法人である場合は、その役員のうち前号に該当する者がいないこと。

(2) 審査管理者になろうとする者は、国土交通大臣に 3 及び 5 (1) の要件を満たすことを証する書類を提出し、適合確認を受けるものとする。

6. 審査の実施

- ① 審査は、身体確認及び口頭試問とする。
- ② 身体確認は、締約国資格受有者身体検査証明書の確認及び目視その他の簡素な方法により、承認船員の身体検査基準に該当することを確認する。
- ③ 口頭試問は、承認に係る就業範囲の職務を行うのに必要な知識及び能力を有するかどうかを審査する。
- ④ 口頭試問の時間は1人あたり次に掲げるものとする。
 - ア 船長及び機関長 75分以内
 - イ 一等航海士及び一等機関士 60分以内
 - ウ 二等航海士、三等航海士、二等機関士及び三等機関士 45分以内
- ⑤ 審査の結果、65%以上の得点に達したものについて、審査員会による評価を受け、適切であると認められた者を合格とする。

7. 審査員及び審査管理者等の禁止事項

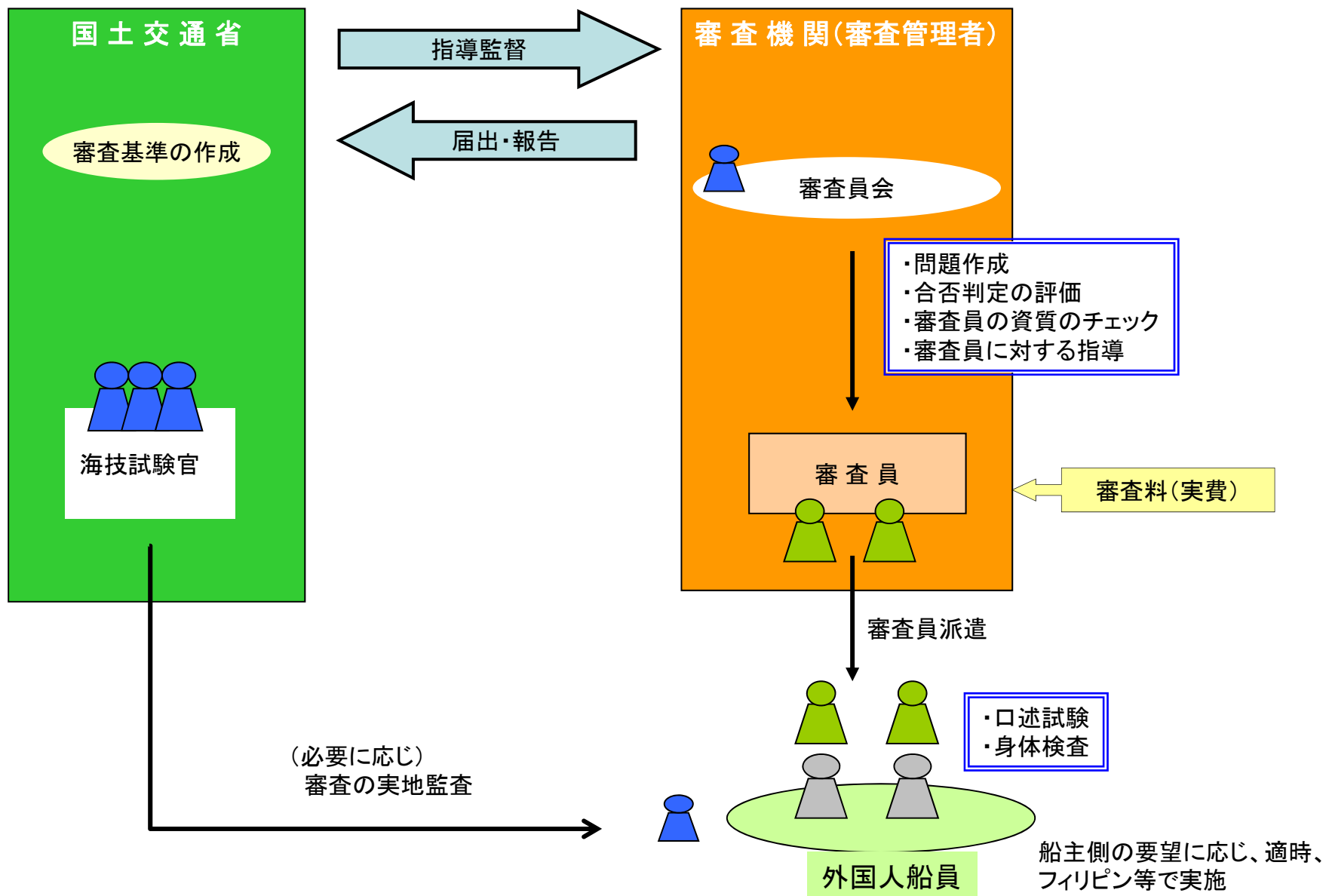
審査員、審査管理者並びに審査管理者の役員及び職員は、次の行為をしてはならない。

- ① 審査に関する不正
- ② 審査に関して知り得た秘密の漏洩
- ③ 審査に備えるための講義、講習、模擬審査その他の学力の教授に関する行為
- ④ その他、審査の公正な実施に関して疑念を抱かれるおそれのある行為

8. 監督・指導

国は審査の公平、公正、中立性が確保されるとともに、現行の承認試験の水準が維持されるよう審査管理者及び審査員に対し、適宜、指導監督を行うとともに、必要に応じて是正指導を行う。

民間審査員による能力審査の概要



平成22年度承認試験実施計画案の検討状況について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国内試験	4/10- 定期試験			7/1- 定期試験			10/12- 定期試験				2/1- 定期試験	
20年度 承認試験 (667人)			6/2-13 フィリピン 170人			9/29-10/8 フィリピン 226人				1/26-2/7 フィリピン 259人		
21年度 承認試験 (1,000人 程度)		5/25-30 フィリピン 203人	6/23-30 フィリピン 122人		8/17-22 インド 68人	9/8-16 フィリピン 192人	10/5-10 ブルガリア 65人		12/8-17 フィリピン 169人	1/26-2/2 フィリピン 131人(予定)		3/8-13 フィリピン 70人(予定)
22年度 承認試験・ 審査			6月上旬 フィリピン 試験 200人規模		8月中旬 インド 試験又は審査 70人規模	9月中旬? フィリピン 試験又は審査	10月上旬 ブルガリア 試験又は審査 70人規模	(今後、審査管理者と調整しつつ、実施する予定)				

※ 21年度実績(受験者1,000人程度)を踏まえ、承認試験及び審査を7回程度を実施する予定。